

## 第15号議案

### 品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

#### 1 改正理由

品川区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)においては、「子ども・子育て支援事業計画」ほか、保育関連施策を中心とした審議を行うことから、会議の運営内容に応じた庶務所管とすることで効率的な運営を図る。

#### 2 改正内容

子ども・子育て会議の庶務所管について、「子ども未来部子ども育成課」において処理すると規定されているところを、「子ども未来部保育課」に改める。

#### 新旧対照表

新	旧
品川区子ども・子育て会議条例 平成 25 年 7 月 12 日 条例第 30 号 (庶務) 第7条 子育て会議の庶務は、子ども未来部 <u>保育課</u> において処理する。	品川区子ども・子育て会議条例 平成 25 年 7 月 12 日 条例第 30 号 (庶務) 第7条 子育て会議の庶務は、子ども未来部 子ども育成課において処理する。

#### 3 施行期日

平成31年4月1日